

議案第51号

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に
関する条例の制定について

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例
を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に
関する条例

(設置)

第1条 すべての市民の健康づくりを推進し、並びに福祉の増進及び市民交流
の促進を図るとともに、地域の活性化に寄与するため、かすみがうら市かす
みがうらウエルネスプラザ(以下「ウエルネスプラザ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ウエルネスプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
かすみがうら市かすみがうらウエル ネスプラザ	かすみがうら市宍倉5462番地

(職員)

第3条 ウエルネスプラザに、館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 ウェルネスプラザで行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康づくりの支援に関すること。
- (2) トレーニングに係る指導及び助言に関すること。
- (3) 市民交流及び公民館活動の支援に関すること。
- (4) 社会福祉を目的とする事業の支援に関すること。
- (5) 高齢者の知識と経験を生かした活動の支援に関すること。
- (6) 施設の使用の許可等に関すること。
- (7) 施設、設備、敷地等の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第5条 ウェルネスプラザには、次に掲げる施設（以下第7条第5号を除き「施設」という。）を置く。

- (1) 健診室及び研修室
- (2) トレーニングルーム
- (3) シャワールーム及びロッカールーム
- (4) 音楽室
- (5) 調理室
- (6) 軽運動室
- (7) 多目的室
- (8) 体育館

(休館日及び開館時間)

第6条 施設の休館日、開館時間等は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、公益上又は施設の管理上必要があると認めるときは、前項に規定する休館日、開館時間等を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第7条 ウェルネスプラザへの来館者（以下「来館者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公衆の衛生を害する行為
- (2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑となる行為
- (3) ウェルネスプラザの施設、設備又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
- (4) 許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立て札の設置又はこれらに類する行為
- (5) 第5条に規定する施設その他の施設、設備等の管理上支障を及ぼす行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に禁止する必要があると認める行為
(使用の許可)

第8条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合にあっては、前項の規定による申請及び許可に係る手続を省略することができる。
- 3 第5条第2号のトレーニングルームを使用することができる者は、15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の生徒を除く。）とする。
- 4 市長は、第1項の許可に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないことができる。
 - (1) 第1項の規定により許可を受けようとする者が第7条各号に規定する

行為をするおそれがあると認めるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が施設の使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号。以下「使用料条例」という。）又は別表第2に規定する使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 使用料条例の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、規則の定めるところにより申請しなければならない。

2 市長は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、申請に応じ、別表第2に定める使用料を免除し、又はその2分の1の額を減額することができる。

(1) 免除することができる基準

ア 市の機関が主催し、又は共催する事業のために使用するとき。

イ 市以外の官公署が公益の目的のために主催し、又は共催する事業であつて、主として市民を対象とするもののために使用するとき。

(2) 減額することができる基準

ア 市の機関が後援、協力又は協賛する事業のために使用するとき。

(使用料の返還)

第11条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（別表第2に規定する使用料を除く。）を返還することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。

(2) 使用日の3日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、施設の使用の許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の設置等の禁止)

第13条 来館者は、施設に特別の設備を設置し、若しくは変更を加え、又は備品を用途目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、来館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の許可を取り消し、若しくは停止し、使用を制限し、又はウエルネスプラザへの入場を制限し、若しくは退場を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 第8条第4項の規定により付された使用の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がウエルネスプラザの管理上特に支障があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設の使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは停止され、使用を制限され、又は施設からの退去を命じられたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 来館者は、その責めに帰すべき理由により施設、設備又は備品を損

傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 ウェルネスプラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条に規定する事業に関する業務
- (2) 次条に規定する利用料金の徴収、免除又は減額及び返還に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金制)

第19条 市長は、第17条の規定によりウェルネスプラザの管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、第9条の規定にかかわらず、同条に定める額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者による管理にあつての読替え)

第20条 第3条から第16条までの規定は、指定管理者による管理を行う場合に準用する。この場合において、第6条第2項中「市長は」とあるのは「指定管理者は市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「市長が特に必要と認めるとき」とあるのは「指定管理者が特に必要と認め、

及び市長の承認を得たとき」と読み替えるものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の施設の利用に係る申請の受付、使用の許可、使用料の徴収その他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(かすみがうら市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正)

3 かすみがうら市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(行政財産の貸付への準用)

第4条の2 前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合に準用する。

(かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

4 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) ウェルネスプラザ

第3条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第

10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) ウェルネスプラザ

(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

- 5 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみ
がうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中第36号を第37号とし、第11号から第35号までを1号ずつ繰
り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの設置及び管理に
関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）

(かすみがうら市旧学校体育施設条例の一部改正)

- 6 かすみがうら市旧学校体育施設条例（平成28年かすみがうら市条例第1
5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中旧穴倉小学校屋内体育施設の項を削る。

(かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正)

- 7 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例（平成28年か
すみがうら市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中旧志士庫地区第1公民館の項を削る。

(かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正)

- 8 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがう
ら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰
り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの設置及び管理に関
する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）

別表中大塚ふれあいセンターの部の次に次のように加える。

ウェルネス	健診室・研修室（101号室）	340円	510円
-------	----------------	------	------

プラザ	健診室・研修室（102号室）		340円	510円
	音楽室（201号室）		440円	660円
	多目的室（202号室）		340円	510円
	多目的室（203号室）		340円	510円
	軽運動室（204号室）		280円	420円
	多目的室（205号室）		780円	1,170円
	調理室（健康キッチン）		380円	570円
	体育館	施設使用料	400円	600円
照明使用料		160円	160円	

別表第1（第6条関係）

施設	休館日	開館時間
健診室及び研修室 音楽室 調理室 軽運動室 多目的室 体育館	(1) 毎月第2火曜日 （この日が休日に当たるときは、当該休日直後の平日とする。以下同じ。） (2) 12月29日から 翌年1月3日まで	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後7時まで

トレーニングルーム シャワールーム及び ロッカールーム	(1) 毎月第2火曜日 (2) 12月31日及び 1月1日	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後7時まで
-----------------------------------	---	---

備考

- 1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 3 入館受付は、閉館の1時間前（シャワールーム及びロッカールームにあつては、20分前）までとする。

別表第2（第9条関係）

1 トレーニングルーム

区分		金額（1人につき）	
		右記以外	高齢者、障害者
1回の使用に係る使用料	市内在住又は在勤者	400円	300円
	上記以外	400円	400円
11回分の使用に係る使用料	市内在住又は在勤者	4,000円	3,000円
	上記以外	4,000円	4,000円
3月分の定額使用料 (市内在住又は在勤者に限る。)		12,000円	9,000円

備考

- 1 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を保有する者をいう。
- 3 「11回の使用に係る使用料」とは、11回分の使用の対価を一括して前納することを希望した場合に納付すべき使用料をいう。
- 4 「3月分の定額使用料」とは、使用料の納付の日から3箇月を経過する日までの使用の対価を一括して前納することを希望した場合に納付すべき使用料であって、当該期間内の使用の回数にかかわらず定額であるものをいう。

2 シャワールーム及びロッカールーム

区分		金額（1人につき）
1回の使用に係る使用料	未就学児	無料
	トレーニングルームを使用する者	無料
	上記以外	200円